

平成 27 年度

宇部市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

宇部市監査委員

宇 監 第 5 6 号

平成28年(2016年)8月26日

宇部市長 久保田 后子 様

宇部市監査委員 今 川 利 夫

同 金 重 泰 夫

同 新 城 寛 徳

平成27年度宇部市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

I 健全化判断比率審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
第5	審査意見	2
第6	審査の概要	3
1	実質赤字比率	3
2	連結実質赤字比率	4
3	実質公債費比率	6
4	将来負担比率	8

II 公営企業会計資金不足比率審査意見

(I) 法適用企業

第1	審査の対象	11
第2	審査の期間	11
第3	審査の方法	11
第4	審査の結果	11
第5	審査意見	12
第6	審査の概要	12
1	水道事業会計	13
2	下水道事業会計	14
3	交通事業会計	15

(II) 法非適用企業

第1	審査の対象	16
第2	審査の期間	16
第3	審査の方法	16
第4	審査の結果	16
第5	審査意見	17
第6	審査の概要	17
1	食肉センター事業特別会計	17
2	農業集落排水事業特別会計	18
3	中央卸売市場事業特別会計	18
4	地方卸売市場事業特別会計	19

<資料>	健全化判断比率・資金不足比率の対象となる会計及び団体	20
------	----------------------------	----

- (注) 1 文中及び各表中の金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。
したがって、合計額と内訳が一致しない場合がある。
また、比率及びその算出過程における数値の処理方法は、個別の総務省の定めによる。
- 2 文中に用いる「ポイント」とは、パーセンテージ間又は指数間の差引数値である。
- 3 文中及び各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」 …… 該当数値がない又は算出不能のもの
「△」 …… 負数又は減数

I 健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

平成 27 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成 28 年 7 月 28 日から同年 8 月 22 日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りがないか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼を置き、関係部局から説明を求めるとともに参考書類と照合精査して審査した。

第4 審査の結果

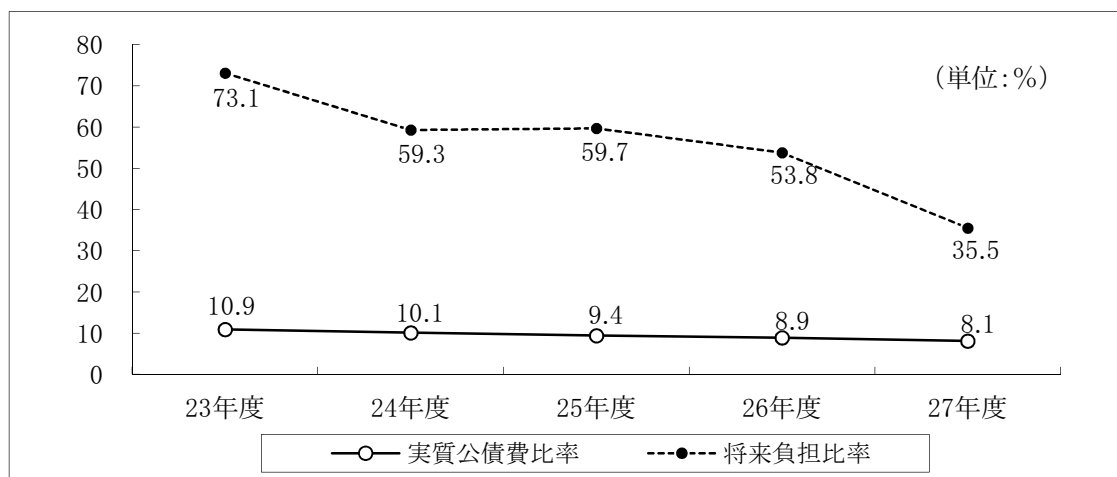
審査に付された健全化判断比率については、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	平成 27 年度	平成 26 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.55	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.55	30.00
実質公債費比率	8.1	8.9	25.0	35.0
将来負担比率	35.5	53.8	350.0	

※ 各比率の「—」は実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表す。

なお、最近 5 か年の実質公債費比率及び将来負担比率の推移は、次のとおりである。



第5 審査意見

平成27年度決算に基づく健全化判断比率について、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに黒字で赤字額はない。また、実質公債費比率は前年度に比べ0.8ポイント、将来負担比率は18.3ポイントそれぞれ改善し、いずれも国の示す早期健全化基準を下回っており、健全な状態にあると認められる。

第6 審査の概要

1 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

(単位:千円)

一般会計等(※)の実質赤字額	
(歳出総額 - 歳入総額) + 翌年度に繰り越すべき財源	
(66,483,456 - 68,352,088) + 284,882	
実質赤字比率 (%) =	$\frac{\hspace{10em}}{\text{標準財政規模(※) 36,853,274}} \times 100$
<p>※ 一般会計等：一般会計及び特別会計のうち事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計及び地方公営企業法を適用する特別会計並びに地方財政法施行令第46条に規定される特別会計のいずれにも属さない特別会計の総称である。</p> <p>なお、宇部市では、一般会計及び公共用地造成事業特別会計が該当するが、平成26年度においては、ガス事業清算特別会計も含まれている。</p> <p>※ 標準財政規模：市税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源を理論的に算定したもの</p>	

<実質赤字比率の算出基礎>

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	平成27年度	平成26年度	増 減	増減率
歳 入 総 額	68,352,088	72,259,446	△3,907,358	△5.4
歳 出 総 額	66,483,456	70,828,321	△4,344,865	△6.1
翌年度に繰り越すべき財源	284,882	149,656	135,226	90.4
実 質 収 支 額	1,583,750	1,281,469	302,281	23.6
標 準 財 政 規 模	36,853,274	36,736,885	116,389	0.3
実際に算出される数値	△4.29	△3.48	△0.81	—

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する程度を指標化したもので、平成27年度一般会計等の翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は1,583,750千円の黒字であり、実質赤字は生じず、比率の表示は「—」となる。

なお、上記の算式による標準財政規模に対する数値は△4.29%となり、前年度に比べ0.81ポイント改善している。

2 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む本市の全会計を対象とした連結実質赤字比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

(単位:千円)

$$\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

全会計の実質赤字額

$$\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{\textcircled{1} (0) + \textcircled{2} (0) - (\textcircled{3} 2,461,988 + \textcircled{4} 5,861,596)}{\text{標準財政規模 } 36,853,274} \times 100$$

- ① 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業をいう。以下同じ。)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

<連結実質赤字比率の算出基礎>

(単位：千円、%、ポイント)

区 分		平成 27 年度	平成 26 年度	増 減	増減率
①一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額		0	0	0	—
②公営企業会計の資金不足額		0	0	0	—
③公営企業以外の実質黒字額		2,461,988	2,250,497	211,491	9.4
一 般 会 計 等		1,583,750	1,281,469	302,281	23.6
介護保険事業特別会計		443,097	196,976	246,121	124.9
国民健康保険事業特別会計		310,879	637,199	△326,320	△51.2
後期高齢者医療特別会計		46,935	49,213	△2,278	△4.6
市営駐車場事業特別会計		77,327	85,640	△8,313	△9.7
④公営企業会計の剰余額		5,861,596	5,579,807	281,789	5.1
法適用企業	水道事業会計	3,466,187	3,164,418	301,769	9.5
	下水道事業会計	1,753,641	1,754,159	△518	△0.0
	交通事業会計	602,290	560,111	42,179	7.5
法非適用企業	食肉センター事業特別会計	0	0	0	—
	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	—
	中央卸売市場事業特別会計	39,445	35,416	4,029	11.4
	地方卸売市場事業特別会計	33	65,703	△65,670	△99.9
標準財政規模		36,853,274	36,736,885	116,389	0.3
実際に算出される数値		△22.58	△21.31	△1.27	—

※ 地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を「法適用企業」、地方財政法第6条の規定により事業の経理を行っている公営企業であって、法適用企業以外のものを「法非適用企業」という。

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む本市の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の程度を指標化したもので、平成27年度の実質収支額等は8,323,584千円の黒字又は資金余剰であり、連結実質赤字は生じず、比率の表示は「—」となる。

なお、上記の算式による標準財政規模に対する数値は△22.58%となり、前年度に比べ1.27ポイント改善している。

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する実質公債費比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

(単位:千円)

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{\text{①} - \text{②}}{\text{③}} \times 100$$

(平成 27 年度単年度)

標準財政規模 - 基準財政需要額算入額

※ 準元利償還金 :

- ア 満期一括償還の地方債の1年当たりの元金償還金相当額等
- イ 公営企業債の元利償還金に対する一般会計等の繰出金
- ウ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- オ 一時借入金利子

※ 基準財政需要額算入額 : 基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金・準元利償還金の額

<実質公債費比率の算出基礎>

(単位：千円、%)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
① 地方債の元利償還金＋準元利償還金	10,478,893	11,038,383	11,073,714
一般会計等の元利償還金 (繰上償還額等を除く)	8,188,692	8,791,345	8,776,654
満期一括償還地方債の1年当たりの 元金償還金に相当するもの	3,333	3,333	3,333
公営企業に要する経費の財源とする地方債 の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,820,842	1,789,836	1,839,916
一部事務組合等の起こした地方債に 充てたと認められる補助金又は負担金	373,813	345,409	332,247
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	92,213	108,460	121,564
② ①に充てられる特定財源及び 基準財政需要額算入額	8,237,501	8,501,427	8,439,900
差 引 額 ①－②	2,241,392	2,536,956	2,633,814
③ 標準財政規模から基準財政 需要額算入額を差し引いた額	30,449,599	30,093,113	30,387,820
単年度比率 (①－②) / ③ × 100	7.36099	8.43035	8.66733
実質公債費比率 (3か年平均)	8.1		

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金等の大きさを3か年の平均で指標化したもので、地方債元利償還金等に係る特定財源及び基準財政需要額算入額を差し引いた償還金などの単年度比率から算出される3か年平均の比率は8.1%となり、前年度の8.9%に比べ0.8ポイント改善し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

4 将来負担比率

一般会計等の将来負担比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

(単位:千円)

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(※) - 充当可能財源等(※)} \\ \text{①} \qquad \qquad \text{②} \\ 114,758,392 - 103,933,073 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{③} \\ 36,853,274 - 6,403,675 \\ \text{標準財政規模 - 基準財政需要額算入額} \end{array}} \times 100$$

※ 将来負担額：

- ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額(公債費に準じるもの)
- ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担見込額
- エ 加入組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- カ 設立法人の負債等負担見込額
- キ 連結実質赤字額
- ク 加入組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

※ 充当可能財源等 = 充当可能基金額 + 充当可能特定財源見込額 + 地方債現在高等に対する
基準財政需要額算入見込額

<将来負担比率の算出基礎>

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減	増減率
① 将 来 負 担 額	114,758,392	118,460,382	△3,701,990	△3.1
一般会計等の地方債現在高	72,664,426	75,225,309	△2,560,883	△3.4
債務負担行為に基づく 支出予定額	1,861,918	1,991,572	△129,654	△6.5
一般会計等以外の特別会計の 地方債償還金の負担等見込額	23,040,218	23,277,683	△237,465	△1.0
一部事務組合等の地方債償還金 の負担等見込額	6,440,111	6,403,362	36,749	0.6
退職手当支給予定額に係る負担 見込額	10,751,719	11,562,456	△810,737	△7.0
設立法人の負債等に係る負担 見込額	0	0	0	—
連 結 実 質 赤 字 額	0	0	0	—
一部事務組合等の連結実質赤字 額に係る負担見込額	0	0	0	—
② 充当可能財源等	103,933,073	102,266,428	1,666,645	1.6
差 引 額 ①－②	10,825,319	16,193,954	△5,368,635	△33.2
③標準財政規模から基準財政需 要額算入額を差し引いた額	30,449,599	30,093,113	356,486	1.2
将来負担比率 (①－②) / ③ × 100	35.5	53.8	△18.3	—

将来負担比率は、将来負担額から充当可能財源等を除いた将来負担すべき実質的な負債額の程度を指標化したもので、平成 27 年度における将来負担すべき実質的な負債額は 10,825,319 千円であり、標準財政規模 36,853,274 千円から基準財政需要額算入額 6,403,675 千円を差し引いた額 30,449,599 千円に対する比率は 35.5%となり、前年度に比べ 18.3 ポイント改善し、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

Ⅱ 公営企業会計資金不足比率審査意見

(Ⅰ) 法適用企業

第1 審査の対象

公営企業会計(法適用)の平成 27 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- 1 宇部市水道事業会計
- 2 宇部市下水道事業会計
- 3 宇部市交通事業会計

第2 審査の期間

平成 28 年 7 月 28 日から同年 8 月 22 日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りがないか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼を置き、関係部局から説明を求めるとともに参考書類と照合精査して審査した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率については、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率		経 営 健 全 化 基 準
	平成 27 年度	平成 26 年度	
水 道 事 業 会 計	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	
交 通 事 業 会 計	—	—	

※ 比率の「—」は資金不足がないことを表す。

第5 審査意見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合を指標化したものであり、各公営企業会計(法適用)においては、いずれも資金不足はなく、比率の表示は「－」となり、良好な状態にあると認められる。

第6 審査の概要

資金不足比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金の不足額(※)}}{\text{事業の規模(※)}} \times 100$$

※ 資金の不足額 = { 流動負債 - (控除企業債等 + 控除未払金等 + 控除引当金等 + PFI建設事業費等) } + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - { (流動資産 - 貸倒引当金) - 翌年度へ繰越される支出の財源充当額 } - 解消可能資金不足額

※ 事業の規模 = 営業収益の額 (指定管理者の利用料金収入の額を含む[該当会計のみ])
- 受託工事収益の額

<資金不足比率の算出基礎>

1 水道事業会計

(単位:千円、%)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減	増減率	内 容
① 流動負債－ (企業債+引当金)	652,502	889,147	△236,645	△26.6	
流動負債	1,887,550	2,136,069	△248,519	△11.6	
企業債	1,165,317	1,177,778	△12,461	△1.1	建設改良費等企業債
引当金	69,731	69,144	587	0.8	賞与引当金、 法定福利費引当金
未払金	379,756	597,811	△218,055	△36.5	工事未払金、 未払消費税等
未払費用	52,099	70,177	△18,078	△25.8	委託料等
預り金	220,647	221,159	△512	△0.2	下水道使用料預り金、 預り保証金等
② 流動資産－ 貸倒引当金	4,118,689	4,053,565	65,124	1.6	
流動資産	4,114,712	4,049,031	65,681	1.6	
現金預金	3,537,029	3,532,957	4,072	0.1	
未収金	489,107	465,925	23,182	5.0	未収給水収益、 未収工事負担金等
貸倒引当金	△3,977	△4,534	557	—	回収不能見込額
有価証券	270	270	0	0.0	収納取扱金融機関 保証金
貯蔵品	23,739	24,051	△312	△1.3	配水管、薬品、 量水器等
前払金	24,733	18,097	6,636	36.7	繰越工事前払金
その他流動資産	43,811	12,265	31,546	257.2	立替金(退職手当)
③ 翌年度へ繰越される 支出の財源充当額	0	0	0	—	
資金の不足額 ①－(②－③)	△3,466,187	△3,164,418	△301,769	△9.5	
営業収益	3,563,705	3,539,172	24,533	0.7	
受託工事収益	0	0	0	—	
事業の規模	3,563,705	3,539,172	24,533	0.7	営業収益-受託工事収益
資金不足比率	—	—			

※ 資金の不足額が△(負数)の場合は、資金剰余額を表す。

流動負債に加えるべき建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債はなく、資金不足はないことから、比率の表示は「—」となる。

2 下水道事業会計

(単位:千円、%)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減	増減率	内 容
① 流動負債－ (企業債+引当金)	119,078	295,716	△176,638	△59.7	
流動負債	2,350,801	2,458,310	△107,509	△4.4	
企業債	2,191,618	2,125,013	66,605	3.1	建設改良費等企業債
引当金	40,105	37,581	2,524	6.7	賞与引当金、 法定福利費引当金
未払金	105,862	279,247	△173,385	△62.1	委託料、補償費等
預り金	13,216	16,469	△3,253	△19.8	一般会計からの補助 金等
② 流動資産 －貸倒引当金	2,019,085	2,503,307	△484,222	△19.3	
流動資産	2,002,537	2,486,973	△484,436	△19.5	
現金預金	1,392,276	1,627,096	△234,820	△14.4	
未収金	480,193	436,210	43,983	10.1	未収水道汚水使用料、 未収井戸汚水使用料等
貸倒引当金	△16,548	△16,334	△214	—	回収不能見込額
前払費用	250	327	△77	△23.5	自動車損害賠償保険料
前払金	146,366	439,675	△293,309	△66.7	繰越工事前払金
③ 翌年度へ繰越される 支出の財源充当額	146,366	453,432	△307,066	△67.7	
資金の不足額 ①－(②－③)	△1,753,641	△1,754,159	518	0.0	
営業収益	2,906,837	2,937,537	△30,700	△1.0	
受託工事収益	0	0	0	—	
事業の規模	2,906,837	2,937,537	△30,700	△1.0	営業収益－受託工事収益
資金不足比率	—	—			

※ 資金の不足額が△(負数)の場合は、資金剰余額を表す。

流動負債に加えるべき建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債はなく、資金不足はないことから、比率の表示は「—」となる。

3 交通事業会計

(単位:千円、%)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減	増減率	内 容
① 流動負債－ (企業債+引当金)	66,338	79,798	△13,460	△16.9	
流動負債	133,619	147,573	△13,954	△9.5	
企業債	39,765	39,582	183	0.5	建設改良費等企業債
引当金	27,516	28,193	△677	△2.4	賞与引当金、 法定福利費引当金
未払金	54,200	60,184	△5,984	△9.9	諸給与費、 燃料・バス整備費等
前受金	4,584	6,811	△2,227	△32.7	募集型企画旅行代金、 定期券収入
預り金	7,555	12,803	△5,248	△41.0	高速バスチケット代売上金、 貸切バス諸施設使用料等
② 流動資産－ 貸倒引当金	668,628	639,909	28,719	4.5	
流動資産	668,314	639,583	28,731	4.5	
現金預金	646,593	616,586	30,007	4.9	
未収金	16,269	16,899	△630	△3.7	乗合・貸切自動車収入等
貸倒引当金	△314	△326	12	－	回収不能見込額
貯蔵品	2,025	2,573	△548	△21.3	軽油、修繕用品等
前払費用	3,733	3,796	△63	△1.7	自動車損害賠償等保険料
立替金	8	56	△48	△85.7	チケット代立替金等
③ 翌年度へ繰越される 支出の財源充当額	0	0	0	－	
資金の不足額 ①－(②－③)	△602,290	△560,111	△42,179	△7.5	
営業収益	680,396	669,537	10,859	1.6	
受託工事収益	0	0	0	－	
事業の規模	680,396	669,537	10,859	1.6	営業収益－受託工事収益
資金不足比率	－	－			

※ 資金の不足額が△(負数)の場合は、資金剰余額を表す。

流動負債に加えるべき建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債はなく、資金不足はないことから、比率の表示は「－」となる。

(Ⅱ) 法非適用企業

第1 審査の対象

公営企業会計(法非適用)の平成27年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- 1 宇部市食肉センター事業特別会計
- 2 宇部市農業集落排水事業特別会計
- 3 宇部市中央卸売市場事業特別会計
- 4 宇部市地方卸売市場事業特別会計

第2 審査の期間

平成28年7月28日から同年8月22日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りがないか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼を置き、関係部局から説明を求めるとともに参考書類と照合精査して審査した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率については、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率		経 営 健 全 化 基 準
	平成27年度	平成26年度	
食肉センター事業特別会計	—	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	—	
中央卸売市場事業特別会計	—	—	
地方卸売市場事業特別会計	—	—	

※ 比率の「—」は資金不足がないことを表す。

第5 審査意見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合を指標化したものであり、各公営企業会計(法非適用)においては、いずれも収支が保たれており、資金不足は生じず、比率の表示は「－」となり、良好な状態にあると認められる。

第6 審査の概要

資金不足比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金の不足額}(\ast)}{\text{事業の規模}(\ast)} \times 100$$

※資金の不足額 = (実質赤字額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

※事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 (指定管理者の利用料金収入の額を含む[該当会計のみ])
- 受託工事収益に相当する収入の額

<資金不足比率の算出基礎>

1 食肉センター事業特別会計

(単位:千円、%)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減	増減率
歳 入 総 額	13,386	13,696	△310	△2.3
歳 出 総 額	13,386	13,696	△310	△2.3
翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0	—
実 質 収 支 額	0	0	0	—
営業収益に相当する収入の額	667	660	7	1.1
受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0	—
事 業 の 規 模	667	660	7	1.1
資 金 不 足 比 率	—	—		

歳入歳出総額は、ともに 13,386 千円であり、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債もないことから、資金不足はなく、比率の表示は「－」となる。

2 農業集落排水事業特別会計

(単位:千円、%)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減	増減率
歳 入 総 額	300,966	358,599	△57,633	△16.1
歳 出 総 額	300,966	358,599	△57,633	△16.1
翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0	—
実 質 収 支 額	0	0	0	—
営業収益に相当する収入の額	23,876	23,806	70	0.3
受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0	—
事 業 の 規 模	23,876	23,806	70	0.3
資 金 不 足 比 率	—	—		

歳入歳出総額は、ともに 300,966 千円であり、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債もないことから、資金不足はなく、比率の表示は「—」となる。

3 中央卸売市場事業特別会計

(単位:千円、%)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減	増減率
歳 入 総 額	159,160	156,878	2,282	1.5
歳 出 総 額	119,715	121,462	△1,747	△1.4
翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0	—
実 質 収 支 額	39,445	35,416	4,029	11.4
営業収益に相当する収入の額	69,895	68,394	1,501	2.2
受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0	—
事 業 の 規 模	69,895	68,394	1,501	2.2
資 金 不 足 比 率	—	—		

実質収支額は 39,445 千円であり、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債もないことから、資金不足はなく、比率の表示は「—」となる。

4 地方卸売市場事業特別会計

(単位:千円、%)

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	増 減	増減率
歳 入 総 額	70,567	89,227	△18,660	△20.9
歳 出 総 額	70,534	23,524	47,010	199.8
翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0	—
実 質 収 支 額	33	65,703	△65,670	△99.9
営業収益に相当する収入の額	8,311	16,698	△8,387	△50.2
(うち指定管理者の利用料金収入の額)	(8,311)	(—)	(8,311)	皆増
受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0	—
事 業 の 規 模	8,311	16,698	△8,387	△50.2
資 金 不 足 比 率	—	—		

実質収支額は33千円であり、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債もないことから、資金不足はなく、比率の表示は「—」となる。

なお、当年度から指定管理者制度（利用料金制）を導入したため、「事業の規模」を構成する「営業収益に相当する収入の額」については、「指定管理者の利用料金収入の額」を加え算定している。

健全化判断比率・資金不足比率の対象となる会計及び団体

